⑷　工事内容　地盤改良工　プラスチックボードドレーン打設　約30,000本、敷砂工　敷砂約180,000㎡、排水工　１式
⑸　工期　平成23年３月18日まで
⑹　本工事は、入札時に施工計画等の提案を受け付け、価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式（標準型）の適用工事のうち、品質確保のための体制その他の施工体制の確保状況を確認することにより、施工内容を確実に実現できるかどうかを審査し、評価を行う施工体制確認型総合評価落札方式の試行工事である。
⑺　本工事は、契約締結後に施工方法等の提案を受け付ける契約後ＶＥ方式の試行工事である。（総合評価に係る技術提案の範囲を除く。）
⑻　本工事は、資料の提出、入札を電子入札システムで行う対象工事である。なお、電子入札システムによりがたいものは、発注者の承諾を得た場合に限り紙入札方式に代えることができる。
⑼　本工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。
⑽　専任の監理技術者の配置が義務付けられている工事において、調査基準価格を下回った価格をもって契約する場合においては、監理技術者とは別に同等の要件を満たす技術者の配置を求めることがある。（入札説明書参照。）
⑾　本工事は、低入札価格調査制度調査対象工事に対する取り組みを行う試行工事である。

２　競争参加資格

次に掲げる条件を満たしている者により構成される特定建設工事共同企業体又は単体有資格業者（経常建設共同企業体を含む）であること。
⑴　予算決算及び会計令（以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
⑵　九州地方整備局における空港等土木工事に係る一般競争参加資格の決定を受けている者であること。なお、特定建設工事共同企業体として競争に参加する場合は、別に公示する特定建設工事共同企業体の資格決定を受けていること。
⑶①　特定建設工事共同企業体の代表者又は単体有資格業者（経常建設共同企業体を含む）にあっては、九州地方整備局における空港等土木工事に係る一般競争参加資格の決定の際に算定した客観点数が1,250点以上の者であること。（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、九州地方整備局副局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再審査の際に算定した当該空港等土木工事における客観点数が1,250点以上の者であること。）
②　特定建設工事共同企業体の代表者以外の構成員にあっては、九州地方整備局における空港等土木工事に係る一般競争参加資格の決定の際に算定した客観点数が1,050点以上の者であること。（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、九州地方整備局副局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再審査の際に算定した当該空港等土木工事における客観点数が1,050点以上の者であること。）
⑷①　特定建設工事共同企業体の代表者又は単体有資格業者（経常建設共同企業体を除く）にあっては、平成８年度以降に元請けとして、次の１）及び２）の両方の施工実績を有する者であること。なお、１）及び２）の施工実績については別件工事でも構わない。（共同企業体の構成員としての施工実績は、出資比率が20%以上のものに限る。）
１）改良長さ15m／本以上のプラスチックボードドレーン工法又はペーパードレーン工法による地盤改良工事。
２）制限区域（空港管理規則第５条）内又は制限表面（航空法第49条）に影響を及ぼす工事。
②　特定建設工事共同企業体の代表者以外の構成員にあっては、平成８年度以降に元請けとして、プラスチックボードドレーン工法又はペーパードレーン工法による地盤改良工事の施工実績を有する者であること。（共同企業体の構成員としての施工実績は、出資比率が20%以上のものに限る。）
③　経常建設共同企業体にあっては、構成員のうちいずれか１社が、平成８年度以降に元請けとして、次の１）及び２）の両方の施工実績を有する者であること。なお、１）及び２）の施工実績については別件工事でも構わない。（共同企業体の構成員としての施工実績は、出資比率が20%以上のものに限る。）
１）改良長さ15m／本以上のプラスチックボードドレーン工法又はペーパードレーン工法による地盤改良工事。
２）制限区域（空港管理規則第５条）内又は制限表面（航空法第49条）に影響を及ぼす工事。

さらに、他の構成員は、平成８年度以降に元請けとして、プラスチックボードドレーン工法又はペーパードレーン工法による地盤改良工事の施工実績を有する者であること。（共同企業体の構成員としての施工実績は、出資比率が20%以上のものに限る。）

なお、当該施工実績が国土交通省又は内閣府が発注した工事のうち入札説明書に示すものに係る施工実績である場合にあっては、評定点合計が入札説明書に示す点数未満のものを除く。
⑸　次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を当該工事に専任で配置できる者であること。
①　１級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。
②　特定建設工事共同企業体の代表者又は単体有資格業者（経常建設共同企業体を除く）にあっては、平成８年度以降に元請けとして、次の１）及び２）の両方の施工経験を有する者であること。なお、１）及び２）の施工経験については別件工事でも構わない。（共同企業体の構成員としての施工経験は、出資比率が20%以上のものに限る。）
１）プラスチックボードドレーン工法又はペーパードレーン工法による地盤改良工事。
２）制限区域（空港管理規則第５条）内又は制限表面（航空法第49条）に影響を及ぼす工事。

ただし、１）又は２）のいずれかの施工経験を満足できない場合には、主任技術者又は監理技術者以外に、不足する施工経験を有し、かつ、①の資格を有する別の者を専任で配置しなければならない。
③　特定建設工事共同企業体の代表者以外の構成員にあっては、平成８年度以降に元請けとして、地盤改良工事の施工経験を有する者であること。（共同企業体の構成員としての施工経験は、出資比率が20%以上のものに限る。）
④　経常建設共同企業体にあっては、構成員のうちいずれか１社が、平成８年度以降に元請けとして、次の１）及び２）の両方の施工経験を有する者であること。なお、１）及び２）の施工経験については別件工事でも構わない。（共同企業体の構成員としての施工経験は、出資比率が20%以上のものに限る。）
１）プラスチックボードドレーン工法又はペーパードレーン工法による地盤改良工事。
２）制限区域（空港管理規則第５条）内又は制限表面（航空法第49条）に影響を及ぼす工事。

ただし、１）又は２）のいずれかの施工経験を満足できない場合には、主任技術者又は監理技術者以外に、不足する施工経験を有し、かつ、①の資格を有する別の者を専任で配置しなければならない。

さらに、他の構成員は、平成８年度以降に元請けとして、地盤改良工事の施工経験を有する者であること。（共同企業体の構成員としての施工経験は、出資比率が20%以上のものに限る。）
⑤　監理技術者にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有すること。
⑥　配置予定の技術者に対するヒアリングの結果、当該工事を担当することが適当であると認められた者であること。詳細は入札説明書による。

なお、②、③及び④において当該施工経験が国土交通省又は内閣府が発注した工事のうち入札説明書に示すものに係る施工経験である場合にあっては、評定点合計が入札説明書に示す点数未満のものを除く。